

狭監発第43号
令和4年10月6日

様

狭山市監査委員 山下 真茂留

狭山市監査委員 新良 守克

狭山市職員措置請求書について（通知）

令和4年8月12日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定による措置の請求について、請求内容を監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の内容

本件措置請求の内容は、次のとおりであった。

1 請求の要旨（枠内は原文のまま掲載）

職員措置請求書

請求の趣旨

市は平成21年12月に都市計画道路整備計画（資料1）を策定公表した。ここには「菅原富士見台線」を含めた4路線を取り決め、文中に後期基本計画最終年度にあたる平成27年度までに道路整備を順次着手し、早期の完成を目指すとしている。

また、平成29年には9月市議会の一般質問で、土方議員は同4路線について指摘に対し、担当部長は「大きな財政負担を伴う」点を認めた上で菅原富士見台線について「・・・事業化の検討を重ねてまいりたい」とした。

つまり、廃止との断念した事実はなく、履行義務があるのだ。（資料2）

このような中、市は令和4年4月に都市計画道路整備計画（（資料3））を公表したが、驚くべきことに、次期優先整備区間とし「11-3入間川入曾線整備延長301,0m）としているのだ。本来、市が都市計画道路に必要だとして取得した土地に係る菅原富士見台線が「全く消えてなくなっている」点を見つけたが、担当課は本年2月10日市議会の環境建設委員会の協議会と3月31日サイボウズで議員に通知済とした。しかし、3月議会は3月17日に終了済である

つまり、3月議会で、必要な審議を受けていないことが分かった。恰も議会承認済との説明は、正に牽強付会による正当化を装ったもので断じて許されるものではないのだ。

次に（資料3）に係るコンサル料の出所について、令和3年3月議会で説明済済としたが証拠資料の提出もない。これにも拘わらず（資料4）のとおり令和3年7月1日、小谷野市長は委託契約書（資料4）を締結したが、最上段には・・・更新業務とする。つまり、上記4路線のことであり、「入間川入曾線ではないことが明白である。

ましてや菅原富士見台線について優先順位9位とは何事か!!

さて、（資料5）の業務委託の部長決済印の横の陰陰について原本は赤で強調し部長決済としている。又、2枚目の委託起工理由書7. 起工理由には「次期優先順位整備路線の見直しを主目的とし・・・整備計画の更新を行うとしているのだ。」しかし、議会が議決した事実はないのである。

そうすると、（資料5）の決済印の根拠が不明のうえ、組織ぐるみの不正疑惑が浮上するのだ。執行部の事務執行の現実で、監査委員はこれを不問にするのでしょうか。

少く共、（資料6）の契約書に記す委託費+税の約1,000万円について、本来上記4路線の更新に使うべきところ、市の不作為に係る未着工の菅原富士見台線の正当化を装う目的で不正な資料を作成したことは、地方自治法に規定する公金の違法・不当の支出に相当すると思料する。

そこで、怠る事実によって、狭山市が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべく請求する。また、遂条地方自治法に記載するように、当該行為をした職員は（本件は担当部長と思料する）の転任又は降任を求める。

尚、担当課長と主幹は、時系列から見て不問とする。

令和4年8月12日

2 事実を証する書面（写し）

- (1) 狭山都市計画道路整備計画（概要版）平成21年12月
- (2) 平成29年9月市議会 会議録抜粋
- (3) 狭山都市計画道路整備計画（概要版）令和4年4月
- (4) 業務委託契約書「狭山都市計画道路整備計画更新業務委託」
- (5) 狭山都市計画道路整備計画更新業務委託について
- (6) 委託起工理由書

3 請求人

住所
氏名

第2 請求の受理

本件措置請求については、法第242条の規定による所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査対象部局

都市建設部 道路整備課

第4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して法第242条第7項の規定に基づき、令和4年9月13日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

1 証拠の提出

証拠の追加提出はなかった。

2 陳述（要約）

狭山市は、コンサルに約900万円で委託し、平成21年12月に狭山都市計画道路整備計画を策定した。ここには菅原富士見台線を含む次期整備路線について、平成27年度までに着手し、早期の完成を目指すとしている。

このような中、令和4年4月に本計画を改訂して優先順位の入れ替えを行い、菅原富士見台線を9位とし、入間川入曽線を1位とした。この改訂に係る計画更新については、議会の承認を得ておらず、コンサルに委託料として約1,100万円を支払っている。

そもそも菅原富士見台線については、起点にあたる箇所に信号機の設置等の問題があり、先行取得した土地はその用途に利用することが難しい状況であった。それを解決せずに、計画を更新して優先順位を下げることは、問題の先送りに過ぎず、

菅原富士見台線の整備を行わないことの正当化を装ったものである。

以上により、狭山都市計画道路整備計画更新業務に要した委託料約1,100万円は、前計画策定の委託料約900万円との2重払いであり、公金の違法・不当な支出に相当する。

なお、請求書の「怠る事実」については記載誤りであり、土地の購入については行為があった日または終了した日から1年以上経過しており、請求要件を欠いていることは承知している。

第5 監査対象事項

職員措置請求書の記載事項及び請求人の陳述並びに質疑応答により、監査対象事項については次のとおりと認められた。

1 請求の要旨

狭山市が損害を被ったとして担当部長に対し必要な措置を講ずること、及び狭山市長に対し当該行為を行った職員（担当部長）の転任又は降任を求める。

2 監査の実施について

次の2点について監査を実施するものとする。

- (1) 狭山都市計画道路整備計画（令和4年4月改定）は、策定までに市議会で必要な審議を経ているか。
- (2) 狭山都市計画道路整備計画更新業務委託において、未着工である菅原富士見台線の優先順位が下がったことは不正な資料の作成であり、委託料の支出が法に規定する違法若しくは不当な公金の支出に相当するか。

第6 関係職員の証拠の提出及び陳述

1 証拠の提出

- (1) 職員措置請求書に対する理由説明書（陳述書）
- (2) 狭山都市計画道路整備計画（改訂前及び改訂後）
- (3) 狭山都市計画道路整備計画更新業務委託に係る株式会社協和コンサルタンツ 関東営業所との契約締結に関する資料一式（起案文書等）
- (4) 狭山都市計画道路整備計画更新業務委託契約締結後、更新までのプロセスがわかる資料
- (5) 狭山都市計画道路整備計画を更新することとした詳細な理由がわかるもの

2 陳述

関係職員の陳述及び陳述書の内容は、次のとおりであった。（要約）

- (1) 狭山都市計画道路整備計画を更新することとした理由

平成21年12月に狭山都市計画道路整備計画を策定してから10年以上が経過し、狭山市駅上諏訪線の整備完了、笹井柏原線の令和4年度供用の目途がたったことから、社会情勢の変化や第4次狭山市総合計画後期基本計画、第2次狭山市都市計画マスタープランを踏まえ、土地利用転換構想地区に視点を置き総合的に見直しを実施したものの。

(2) 狭山都市計画道路整備計画更新の経緯

令和3年	7月 1日	業務委託契約締結
	10月22日 ～12月20日	庁内関係課調整（定性的評価項目意見聴取）
	12月末	素案策定
令和4年	1月 7日	政策調整会議へ付議
	1月14日	建設環境委員会協議会（サイボウズ掲載）
	1月17日	政策会議へ付議
	1月19日 ～ 2月 9日	都市計画審議会
	2月10日	建設環境委員会協議会（サイボウズ掲載）
	2月10日 ～ 3月10日	パブリックコメント募集
	3月24日	庁議へ付議
	3月31日	狭山都市計画道路整備計画（改訂）を議員へ周知 （サイボウズ掲載）
	4月 1日	狭山市公式ホームページ掲載

(3) 計画策定に係る事務執行について

計画策定に関して、菅原富士見台線を含めた整備区間31区間に対し、前計画の評価項目に庁内関係課調整により追加された2項目全17項目について、定性的評価、定量的評価の総合評価から優先整備順位を決定している。

今回の計画更新にあたり、第4次狭山市総合計画後期基本計画、第2次狭山市都市計画マスタープランを踏まえた「土地利用転換構想」の実現に視点を置き、総合的に検証した結果を基に整備順位（優先整備道路）を決定したものであり、不当な資料作成は存在しない。

また、当計画の策定、更新、廃止に関する条例は定めていないことから、法第96条の議会の議決には合致しない。

当計画策定には必要な政策調整会議、政策会議、委員会報告、庁議と事務処理を経て計画決定しており、適正に事務を執行したものである。

以上のことから当該業務委託契約は、法令等を遵守したものであり、公金の違法・不当の支出に相当するという請求人の主張は失当している。

第7 本件措置請求に係る事実関係の概要

1 菅原富士見台線の優先順位について

平成21年12月策定の狭山都市計画道路整備計画（以下、「前計画」という。）では、路線別では区間番号19-3が6位、19-1が16位であり、道路名別では4位であった。

令和4年4月改訂の狭山都市計画道路整備計画（以下、「改訂後計画」という。）では、路線別では区間番号19-3が9位、19-1が10位であり、道路名別では4位であった。

2 計画更新業務委託料について

前計画の委託料は、平成19年度の契約額が2,520,000円、平成20年度の契約額が6,510,000円であり、合計で9,030,000円となっている。

改訂後計画の委託料は、当初の設計額が11,361,900円、実際の契約額が9,460,000円となっている。

3 計画更新業務委託料に係る令和3年3月議会の議決について

令和3年2月19日の本会議での議案説明（議案第28号 令和3年度狭山市一般会計予算について）において、都市建設部長が「調査設計委託料は、都市計画道路について次期整備路線の検討など、都市計画道路整備計画の見直しのための委託料を計上したもの」と説明し、3月16日の採決で賛成多数により原案のとおり可決された。

第8 監査の結果

1 結論

本件措置請求書において、狭山都市計画道路整備計画更新業務委託に係る委託料の支出が、法に規定する違法若しくは不当な公金の支出に相当するとの主張には理由がなく、措置の必要は認められないため、請求を棄却する。

2 判断の理由

(1) 監査対象事項2の(1)について

議会の議決すべき事項は、法第96条に規定されているが、狭山都市計画道路整備計画の策定は、同条第1項に列挙された15項目のいずれにも該当しない。

また、法第96条第2項において、「普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。」と定められているが、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月21日条例第4号）」第2条に規定された「予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負」にも該当しない。更に、「狭山市基本構想の議決に関する条例（平成27年6月29日条例第15号）」第2条で規定された「総合的かつ計画的な行財政の運営を図るための指針」にも該当しない。この2つの条例の他に議会の議決すべきものの定めはないことから、議会の議決は不要である。

なお、狭山都市計画道路整備計画更新の経緯については、提出された証拠から第6の2陳述の（2）のとおりであることが確認されており、その過程において事務手続き上の不備は認められず、起案文書についても、狭山市事務決裁規程に基づき決裁を受けている。また、予算についても、第7の3のとおり議会で可決されていることから、「組織ぐるみの不正疑惑が浮上する」という請求人の主張に根拠はない。

（2）監査対象事項2の（2）について

狭山都市計画道路整備計画を更新することとした理由について、請求人は改訂後計画や起案文書等で明記されている「前計画の策定から10年以上が経過し総合的に見直しをおこなったもの」という理由を否定しているが、その根拠は菅原富士見台線の優先順位が変更されたことにのみ立脚している。しかし、変更は計画に定められた手法により行われ、その評価基準は定性的評価及び定量的評価として詳細に明示されているものであり、請求人が主張する信号機の設置等の問題はこれに該当しない。また、評価の結果として菅原富士見台線の優先順位に変更があったとしても、請求人が主張する整備を行わないとしたものではなく、不正な資料を作成した事実は確認できない。

そのため、当該契約に基づく業務の履行が確認された以上、狭山市会計規則第32条に基づき公金の支出をすることは当然であり、委託料の2重払いにも当たらないことから、違法・不当の支出には相当しない。

以上により、本件措置請求には理由がないので、「1 結論」のとおり判断する。